

諸 般 の 報 告

令和3年9月14日
議 長

1 付議事件の受理について

町長から本定例会付議事件について、「令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について」ほか22件の提出があった。

2 委員会報告の受理について

付議事件の調査及び審査については、次の委員会より報告を受けた。

(1) 議会運営委員会

- ・本定例会の会期を9月14日（火）の1日間とする。
- ・次期議会までの議会運営に関する事及び地方自治法第109条第3項に関する事項（閉会中の継続調査申し出）

(2) 総務産業常任委員会

- ・所管する事項及び地方自治法第109条第2項に関する事項（閉会中の継続調査申し出）

(3) 社会文教常任委員会

- ・所管する事項及び地方自治法第109条第2項に関する事項（閉会中の継続調査申し出）

(4) 議会広報特別委員会

- ・議会広報発行に関する事項（閉会中の継続調査申し出）

(5) 令和2年度江差町各会計決算審査特別委員会

- ・令和2年度江差町各会計決算審査に関する事項について（閉会中の継続調査申し出）

3 一般質問通告書の受理について

- ・西海谷議員ほか6名から一般質問通告書の提出があった。

4 例月出納検査結果報告等の受理について

- ・監査委員より、令和3年5月分から7月分の例月出納検査結果について報告があった。

5 陳情書の提出について

- ・陳情書の提出があったので、別添のとおり配布する。

「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」ほか3件

（裏面へ）

6 諸会議等への出席について

- 6/15 第2回定例会
- 7/15 全員協議会
- 7/15 第3回臨時会
- 7/21 檜山町村議会議長会臨時議長会
- 8/ 6 東京2020パラリンピック聖火フェスティバル江差町採火式
- 8/30 全員協議会
- 8/30 檜山町村議会議長会定例議長会

※その他各種会議及び各行事に出席した。

7 その他

- ・令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付しての報告があった。
- ・檜山地域振興協議会より、別添のとおり要請した旨、通知があった。

陳情書の提出一覧

No.	件名	依頼者
1	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	「新しい提案」実行委員会 責任者 安里 長従 全国青年司法書士協議会 会長 阿部 健太郎
2	「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める陳情	ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会 代表 中村 哲也
3	「特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善」を求める陳情	ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会 代表 中村 哲也
4	「大学生等への給付奨励金制度の拡充」を求める陳情	ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会 代表 中村 哲也

2021年6月18日

「新しい提案」実行委員会

責任者 安里 長 従

沖縄県那覇市おもろまち4丁目17番11号1階

098-951-0250 (問合せ先)

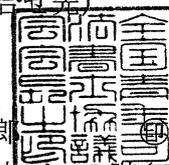


全国青年司法書士協議会

会長 阿部 健 太 郎

東京都新宿区四谷二丁目8番地岡本ビル5階(505号)

03-3359-3513



辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

(陳情の要旨)

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要なか否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。
3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要なだという結論になるのなら、沖縄以外の全国すべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。
を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

(陳情の趣旨)

1. 不合理に区分された「本土の民意」と「沖縄の民意」
辺野古新基地建設の問題は、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等・差別の禁止の各理念からして看過することができない重大な問題である。
2019年2月、沖縄県による辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。わが国が真に民主主義国家であるならば、沖縄の人たちが直接民意を示したその結果が尊重され、状況は改善されているはずだが、県民投票から2年が経過したにもかかわらず、名護市辺野古において、現在もなお工事が強行され、さらには、そ

の埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を使用することが予定されていることに、沖縄県議会や県内市町村議会をはじめ多くの県民が抗議を行っている。

安倍晋三前首相が2018年2月衆議院予算委員会において普天間基地の代替施設が同じ沖縄の辺野古に決定した理由を問われ、「移設先となる本土の理解が得られない」と述べたように、安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安保条約に基づき米軍への基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきでものものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄の声を無視し、「本土の理解が得られないから」と新基地建設を強行することは沖縄に対する差別である。

国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄が直接示した声に耳を傾け、上記陳述の要旨のとおり、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決をはかることが求められている。

2. 憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法 41 条は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」と定め、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならないとする。次に、憲法 92 条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とし、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならないとする。そして憲法 95 条は、「一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定める。

安倍晋三前首相は2015年4月8日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と答弁し、2016年9月16日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを認めている。そうだとすると、閣議決定のみで決定され、強行されている辺野古米軍基地建設は、憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条に反する。

3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還はSACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO設置の経緯について防衛省は公式に次のように説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、（中略）在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」（防衛省HP「SACO設置などの経緯」参照）。しかしながら、1996年12月のSACO最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされたことは、SACO設置時の基本理念に違反している。

4. 民主主義の二つの原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の保障も責務とされている。

つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の保障」という二つの原則からなり、これらは民主主義国家の基盤を支える一対の柱である。多数決の原理は公共の課題に関する決断を下すための手段であり、少数者の抑圧の手段ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることを求めずに「沖縄に要らないものは全国のどこにも要らない」と頑なに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決を尊重せず、かつ結果的に「本土の理解が得られない」から「辺野古が唯一」という政府の理由を補完することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が25年以上もかけ「なぜ1ミリも進まないのか」という問いに対する答えは、政府のみならず全国の地方自治体も日本国民も、この民主主義の実践から逃げてきたからということにほかならない。

5. 法の下での平等及び差別の禁止違反、幸福追求権、平和的生存権の侵害

沖縄の人たちは憲法13条が保障する幸福追求権などの基本的権利から遠く、憲法前文等が保障する平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本総理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり公正かつ民主的に解決すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な理由により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行している。これは憲法が保障する法の下での平等及び差別の禁止に反し、沖縄の人たちの幸福追求権や平和的生存権を侵害している。

6. 求められているのは、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決

以上のとおり日本国民及び全国の地方自治体は、憲法前文で「わが国全土にわたって」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なくもたらされるため、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を国に求める責任がある。

沖縄の県民投票における民意を尊重せず、一方で「本土の理解が得られないから」という不合理な理由に基づき決定され、強行されている沖縄県内への新たな基地建設は憲法が禁止する差別であり、これを許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。そして最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が最終的に責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで行うべきである。

そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正かつ民主的に解決すべきである。

「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める陳情

2021年7月26日

議会議長 様

〒060-0909 札幌市東区北9条東1丁目
北海道労働センター3階 全北海道教職員組合
電話 011-742-0101

ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会
代表 中村 哲也



【請願趣旨】

さまざま課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、2021年3月31日、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、義務標準法）の一部を改正する法律」が成立し、小学校全学年での35人学級の実現に道を開きました。

しかし、35人以下学級でも学級規模は大きく、コロナ禍のもと、密を避けるための身体的距離の確保など、さらなる少人数学級を求める声がだされています。そして、小学校全学年での35人以下学級を5年かけずに早期に実現すること、小学校・中学校・高校の全学年で「20人学級」を展望したさらなる少人数学級の実現は、圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いです。また、義務標準法の改正の動きを受けて、自治体独自の少人数学級は今年度、15道県5政令市で前進していますが国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、小学校・中学校および高校全学年で、「20人学級」を展望したさらなる少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことがきわめて重要です。

以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してください。

記

- 1、国の責任で、小学校、中学校、高校のすべてで「20人学級」を展望した、少人数学級をさらに前進させること
- 2、国は少人数学級実現のため、義務標準法・高校標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること

以上

「特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善」 を求める陳情

2021年7月26日

議会議長 様

〒060-0909 札幌市東区北9条東1丁目
北海道労働センター3階 全北海道教職員組合
電話 011-742-0101

ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会
代表 中村 哲也



【請願趣旨】

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数は2010(平成22)年度の12万1815人から2020(令和2)年度には14万4823人と、10年間で2万3008人増えています。(令和2年度学校基本調査)一方、学校数は2010年度が1039校で2020年度が1149校と110校増えただけで、在籍数の増加に見合った学校建設がすすんでいません。150人を想定した規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

各学校では、1つの教室をカーテンやついたてで仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。トイレが足りず休み時間に行列ができる、スクールバスでの通学時間が1時間を超える等、児童・生徒の急増に教育条件の整備が全く追いついていません。

この問題の根本に、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校などにはある「学校設置基準」(学校を設置するのに必要な最低の基準)が、特別支援学校にはないことがあります。

多くの父母や保護者・団体が特別支援学校の設置基準策定を求めて運動を続けてきました。その運動が実を結び、設置基準策定が現実のものとなりつつあります。しかし、児童・生徒数や学級数の上限等を規定することや既存校にも「設置基準」を適用させるなど、実効性のある「設置基準」の策定なしには、特別支援学校の過大過密を解消や教育環境の改善にはつながりません。また、実効性のある「設置基準」を具体化させるためには大幅な予算増も必要です。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文科省学校基本調査によれば、小中学校合わせて2010年度14万5431人から2020年度30万540人と約2.07倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差があります。さらに、支援学級では一つの学級に小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変わっていません。これを引き下げる必要があります。

以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してください。

記

- 1、特別支援学校の実効ある設置基準を策定するとともに国の財政支援を拡充すること
- 2、特別支援学級の学級編制標準を改善すること

以 上

令和3年6月29日

各構成員様
(町長・議会議長)

檜山地域振興協議会
会長 外崎秀人

檜山地域振興協議会の要望書の送付について

本会の運営につきまして日頃よりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度予算に係る要望書につきまして、別添のとおり取りまとめ、本日、関係機関等へ要請(郵送)いたしましたので、ご承知おきください。

要望書種類(提出先別)

- ① 北海道(道議会自民党含む)
- ② 函館建設管理部
- ③ 函館開発建設部(北海道開発局は懸案事項添付なし含む)
- ④ 国土交通省北海道局(財務省、道路局、港湾局
地元選出国會議員含む)

檜山地域振興協議会事務局
(檜山町村会事務局)



様

2022 檜山圏域活性化推進の懸案事項に関する

要 望 書



バリアフリービーチ「元和台海浜公園海のプール」(乙部町)



北海道檜山地域振興協議会

檜山圏域の振興発展につきまして、日ごろから格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当圏域は、渡島半島の日本海側に位置し、離島奥尻町を含む全7町で構成されております。

少子高齢化、過疎化等による厳しい財政状況の中、管内7町が一丸となって、地域課題の解決に向けた取り組みを進めているところです。

つきましては、令和4年度において、次の施策を早期に実施くださいますよう、御要望申し上げます。

令和3年6月29日

北海道檜山地域振興協議会

会長 外崎 秀人



目 次

交通ネットワークに関する事項 (P1)

- 安全・安心な交通網の確保等

農業の振興に関する事項 (P3)

- 持続可能な農業経営の確立

水産業の振興に関する事項 (P4)

- 水産業の振興対策の推進

国土保全・環境保全に関する事項 (P5)

- 治水事業等の促進

交通ネットワークに関する事項

■ 安全・安心な交通網の確保等

檜山圏域の高度医療は、第三次医療圏の拠点である函館市に依存しており、救急車両が迅速かつ安全に重篤な患者を搬送するためには、速達性・安全性の高い道路の整備が重要となっております。

また、平成29年2月に北海道が公表した「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」によると、上ノ国町から江差町にかけての国道228号の多くが浸水すると想定されており、特に迂回ルートがない江差町にとっては「函館・江差自動車道」の役割は大変重要となります。

令和3年度中には、高規格道路「函館・江差自動車道」北斗茂辺地ICから木古内IC（仮称）が開通予定です。

計画区間である木古内・江差間については、檜山南部地域の幹線道路として、重篤患者の緊急搬送の速達性の向上や災害時の代替ルートの確保のためにも、江差町側の国道227号・229号交差点付近（同地点は、道立江差病院、道立江差高校等が立地する地域の中心）からの早期着工・開通が必要です。

また、北海道新幹線開業により、多くの観光客が道南を訪れており、道路の整備が進むことにより、周遊性が向上され地域の経済発展に大きく寄与することが期待されます。

そのため、新広域道路交通計画に基づく取り組みの推進及び重要物流道路の更なる指定などのネットワークの強化が必要です。

一方、渡島半島の主要交通網についても、活火山である駒ヶ岳が活動を続けている地域にあり、過去に駒ヶ岳噴火や大雨等の影響により道路網が寸断し、道央圏との交流や物流に麻痺が生じたことから、これらの影響を受けない代替ルートの確保が不可欠であります。

加えて、高度経済成長期に多く建設された道路施設の高齢化が進展しており、老朽化対策のみならず、防災・減災、国土強靱化も喫緊の課題となっております。

このように、当地域は災害に脆く危険な箇所が多い地域でもあり、地域住民の安全・安心な暮らしを守るためにも、地域が真に必要なとしている道路整備のため、道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設および必要な予算の確保、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源の確保と計画的な事業の推進、国土強靱化の事業計画に基づく道路の橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進が必要です。

さらに、道路整備のほか、地域振興の拠点である地方港湾は、地域生産物等の移出をはじめ、離島航路及び漁業生産活動の基地として生活基盤を担い、緊急時には、緊急援助や災害復旧の拠点となることから、港湾整備も必要です。

つきましては、令和4年度の予算編成にあたり特段の御高配を賜りますよう、次の事項について強く要望いたします。

記

- 道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設および必要な予算の確保、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源の確保と計画的な事業の推進、国土強靱化の事業計画に基づく道路の橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進
- 新広域道路交通計画に基づく取り組みの推進及び重要物流道路の更なる指定などのネットワークの強化
- 冬期交通確保のための除排雪の充実及び予算の確保
- 高規格道路「函館・江差自動車道」
木古内～江差間の江差側（道立江差病院、国道227号・229号交差点付近）からの調査促進及び早期着手
- 高規格道路「渡島半島横断道路」
今金（住吉）・せたな（瀬棚区）間 現道の道路改良
- 国道227号
渡島中山防災 整備促進
- 国道229号
美谷防災 整備促進
- 国道277号
特殊通行規制区間の解消、線形改良
- 道道等整備
主要道道、一般道道、町道等
- 地方港湾「江差港」の整備
中央ふ頭における船舶の混雑解消のための係留施設の整備促進
離島フェリーが発着する岸壁(-5m)(北)の早期の予防保全対策
- 地方港湾「奥尻港」の整備
港内の利用再編のための小型船だまりの整備促進
- 地方港湾「瀬棚港」の整備
静穏度向上のための防波堤(東外)の整備促進

農業の振興に関する事項

■ 持続可能な農業経営の確立

檜山地域は温暖な気候に恵まれ、主に稲作・馬鈴薯を基幹に、北部の丘陵地では酪農・肉牛生産も営まれておりますが、小規模零細農家が多く、加えて、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化、担い手不足など多くの課題があり、農村地域の活力が低下している状況にあります。

このような中、担い手農家を中心に収益性の高い農業経営への転換、農地の利用集積等に取り組み、地域の特色を活かした農業経営を展開しておりますが、より一層の農業経営の安定化を図るため、次の事項について措置されるよう要望いたします。

記

- 水田・畑作に対する経営所得安定対策については、農業者が安心して生産性の向上や経営改善に取り組めるよう関連対策等を含めた必要な予算の確保を図ること。
- 日本型直接支払制度（多面的機能支払（農地維持支払・資源向上支払）中山間等直接支払、環境保全型農業直接支援）が円滑に実施できるよう、必要な予算の確保を図ること。
- いかなる国際貿易交渉にあっても、「多様な農業の共存」を基本理念とし、食の安全・安定供給や国内農業・農村の振興などを損なわないよう、適切に対応するとともに、国の各種対策が将来にわたって確実に実行されるよう必要な予算の確保と、小規模家族経営主体の檜山管内農業が持続的に発展するための対策を講じること。
- 高収益作物の生産拡大や米の生産コストの低減を進め、国営緊急農地再編整備事業や道営農地整備事業等の基盤整備を計画的かつ着実に推進するために必要な、農業農村整備事業に係る予算の安定的な確保を図ること。

水産業の振興に関する事項

■ 水産業の振興対策の推進

檜山管内は、イカ、スケトウダラ等の回遊魚の比率が高く、漁業経営が不安定なことから、これまでウニ、アワビ、ナマコなどの磯根資源やサクラマス、ニシンなどの種苗生産や種苗放流による資源増大を進めるとともに、適切な資源管理を行い、漁業生産の向上と漁業収入の安定に努めてまいりました。

しかし、近年、当管内の漁業経営はこれら主要魚種の著しい漁獲量の減少等により厳しい状況にあります。さらに、近年海獣（トド・アザラシ・オットセイ）が増え、食害や漁網が破られるなどの被害が多発しており、漁業者は一層苦しい経営を強いられ、自助努力ではこの現状を改善することが困難な状況となっております。

つきましては、沿岸漁業の生産基盤を整備し、漁業生産の向上と漁業経営の安定を図るため、次の事項について措置されるよう要望いたします。

記

- 漁業生産基盤である漁港を安全に使用できるよう、漁港施設の長寿命化対策を適切に実施すること。
- 水産資源の増大を図るため、磯焼け対策（海洋における貧栄養化の解消）をはじめ沿岸環境の保全を図るとともに、漁業生産に即効性のある藻場・魚礁・増養殖場等の水産環境整備を促進すること。

国土保全・環境保全に関する事項

■ 治水事業等の促進

檜山管内は、日本海に面し平野部が少なく、段丘が海岸に迫っている地形のため、災害を受けやすい環境にあります。加えて、日本海特有の波浪による海岸侵食が激しく、越波によって沿岸住民の生活が脅かされている状況にあります。

さらに、当管内の河川は、改修事業が進められておりますが、未整備の部分も多く、過去に融雪や豪雨出水により河川が氾濫し、道路網が寸断されたことによる集落の孤立や農地への浸水・冠水による被害をもたらしたところではあります。

また、管内の河川はサケ、サクラマス、アユ等の遡河性の魚類等が生息する重要な再生産の場となっており、これらの生息環境を保全するためには魚類の移動の連続性を確保し、良好な生息環境を整備することが重要です。

つきましては、新たな浸水想定区域図（ハザードマップ）への対応、災害を未然に防ぎ、地域住民の生命・財産を守り、住民の安全・安心を守るため、さらには、豊かな河川環境保全のため、次の事業の促進について要望いたします。

記

- 海岸の高潮・波浪等による越波を防止するため、海岸保全対策事業の促進を図ること。
- 融雪や豪雨による河川の氾濫や高潮・津波等による災害を防止するため、河川の整備促進を図ること。
- 後志利別川水系における魚類等の移動の連続性確保及び生息環境の保全のため、魚道等の整備促進を図ること。

檜山管内懸案事項

【令和4年度】

檜山地域振興協議会

○安心・安全な交通網の確保等

項目	新・継	R4年度要望事業内容	町名	事業主体
高規格道路 (函館・江差自動車道) 木古内～江差間	継	江差町側(道立江差病院、国道227号・229号交差点付近)からの調査促進及び早期着手		国
高規格道路(渡島半島横断道路)	継	今金町(住吉)せたな町(瀬棚区)間 現道の道路改良		国
国道227号	継	渡島中山防災 整備促進	厚沢部町	国
	新	愛宕地区～尾山地区(波しぶき対策)	江差町	国
	新	尾山地区～伏木戸地区(登坂車線の交通安全対策)		
国道228号	新	北村地区～椴川地区(防雪柵の設置)	上ノ国町	国
	新	石崎地区(越波対策)		
	新	椴川地区～海岸町地区(波しぶき対策)	江差町	国
	新	椴川地区～柏町地区(未歩道整備)		
国道229号	継	北檜山区二俣地区(東雲橋拡幅、歩道設置)	せたな町	国
	継	美谷防災 整備促進		
	継	瀬棚区須築地区(トンネル拡幅(須築、藻岩、弁天))		
	継	瀬棚区須築地区(高潮対策(消波ブロック工))		
	継	瀬棚区長浜地区(高潮対策(消波ブロック工))		
	継	北檜山区愛知～栄地区(路肩拡幅)		
	継	大成区平浜～長磯(高潮対策(消波ブロック工))		
国道227号 国道229号	継	路面の修繕等維持管理		国
国道277号	継	特殊通行規制区間の解消、線形改良		国

○安心・安全な交通網の確保等（地方港湾の整備促進）

項目	新・継	R4年度要望事業内容	町名	事業主体
・直轄港湾整備事業	継	江差港 物揚場(-3.5m) 港湾施設用地（護岸） 岸壁（-5m）（北）（改良）	江差町	国
	継	奥尻港 防波堤（北外） 物揚場（-3m）（北）	奥尻町	国
	継	瀬棚港 防波堤（東外）	せたな町	国

○持続的な農業経営の確立（農業農村整備事業の促進）

項目	新・継	R4年度要望事業内容	町名	事業主体
・国営				
緊急農地再編整備事業	継	今金南地区（区画整理）	今金町	国
	継	今金北地区（区画整理、農業用排水）		

○水産業の振興対策の推進（水産基盤整備事業の促進）

項目	新・継	R4年度要望事業内容	町名	事業主体
・特定漁港漁場整備事業	新	北海道第3種及び第4種漁港地区 （久遠漁港、神威脇漁港 等）	せたな町 奥尻町	国

○治水事業等の促進（河川の整備）

項目	新・継	R4年度要望事業内容	町名	事業主体
・河川改修事業				
直轄改修事業 後志利別川	継	愛知地区等（河道掘削、樋門ゲート改良） 鈴金地区等（堤防強化）	せたな町 今金町	国
・総合水系環境整備事業				
後志利別川	新	美利河ダムⅡ期魚道整備	今金町	国

○治水事業等の促進（海岸保全対策事業の促進）

項目	新・継	R4年度要望事業内容	町名	事業主体
・港湾海岸	継	奥尻地区（防潮堤）	奥尻町	国

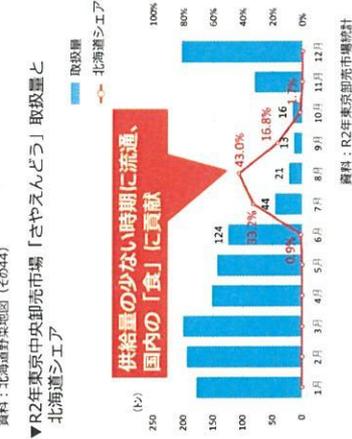
「食」を支える道南地域の農水産品と高規格道路の必要性

さやえんどう(上ノ国町)

○上ノ国町産は高品質で、関西の料亭に出荷
○8月は東京卸売市場の4割以上が北海道産
▼R2年さやえんどうの取扱量北海道シェア



資料：北海道野菜園(5044)
▼R2年東京卸売市場「さやえんどう」取扱量と北海道シェア



資料：R2年東京卸売市場統計

アスパラガス

○檜山産のアスパラは、北海道2位の取扱量
○江差町では、高収益なアスパラガスに付転換を推進
▼R2年札幌中央卸売市場のアスパラガス産地シェア



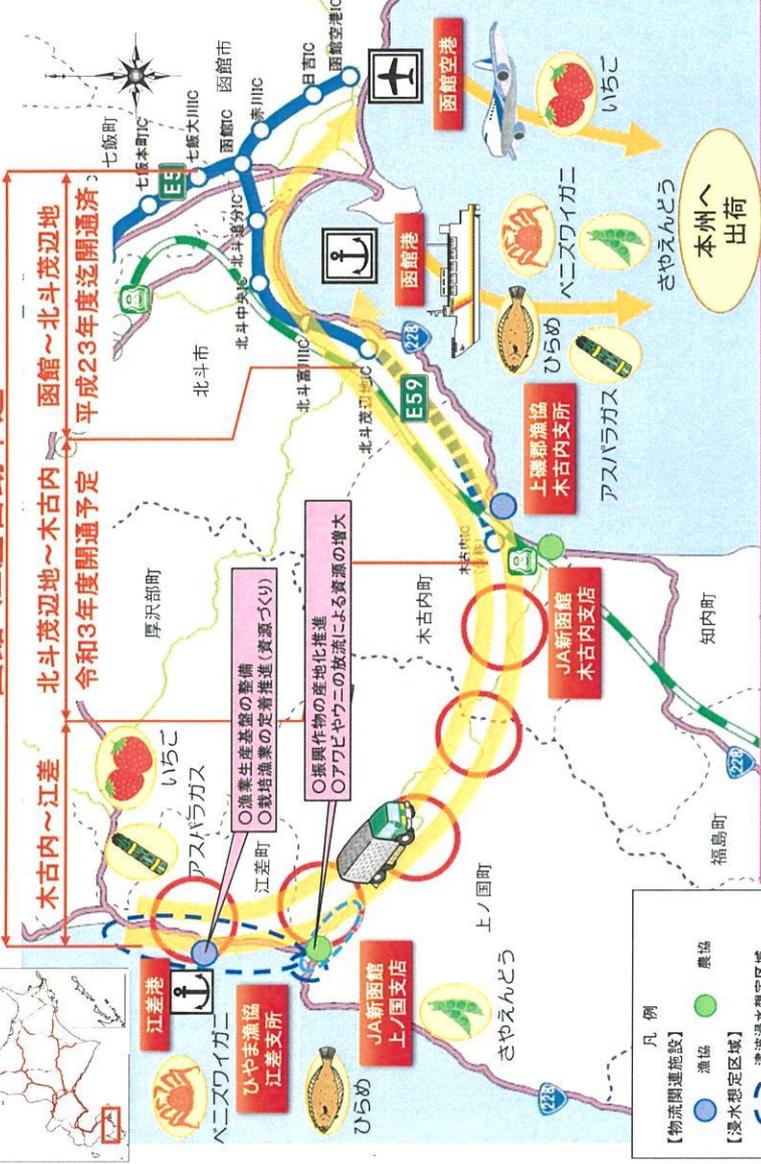
資料：R2年札幌中央卸売市場統計

ベニズワイガニ(江差町)

○江差町は北海道4位の漁獲量があり、生のまま東京へ出荷。



函館・江差自動車道



資料：R2年東京卸売市場統計

いちご(乙訓町)

○乙訓産イチゴは東京の有名菓子店のケーキに使用
○イチゴの輸送は品質保持のため函館空港から航空便で輸送



いちご(乙訓町)

▼R2年東京卸売市場の北海道産いちごのシェア



いちご(乙訓町)

▼H30年北海道産いちごの出荷



いちご(乙訓町)

▼H30年北海道産いちごの出荷



いちご(乙訓町)

▼H30年北海道産いちごの出荷



いちご(乙訓町)

▼H30年北海道産いちごの出荷



現道の課題

物流を阻害する現道課題
○江差町・上ノ国町からの物流輸送経路上には、津波浸水想定区域や洪水浸水想定区域による道路分断、越波や吹雪、雪崩による通行止めなど物流を阻害する要因が多く、安全な物流ルート確保が課題です。

▼函館・江差自動車道 木古内～江差間の並行現道(国道227号、228号・道道江差木古内線)の通行止め履歴(過去10年間)

年月日	発別時間	延長	事象
H23.3.11	28h	41km	津波の恐れ
H23.3.11	28h	84km	津波の恐れ
H24.2.25	48h	11km	雪崩の恐れ
H24.5.4	71h	9km	落石の恐れ
H24.5.7	88.5h	9km	法面変状
H25.2.8	3h	5km	吹雪
H25.8.18	1h	0.1km	土砂崩れ・落石
H26.8.11	124h	9km	路肩・法面前壊のため
H26.12.4	171h	0.3km	高液による路体崩壊
H27.8.18	10h	9km	土砂崩れの恐れのため
H28.12.23	6h	9km	土砂崩れの恐れのため
H29.9.18	61h	8km	法面変状
H29.9.17	17h	2km	道路陥没・冠水のため
H30.2.17	10h	29km	吹雪のため
H30.3.1	27h	9km	雪崩の恐れ
H30.3.9	13h	8km	雪崩の恐れ
H30.4.13	119h	0.1km	土砂崩れのため
R1.7.29	16h	6km	落石の恐れ
R3.1.29	22h	6km	越波の恐れ

合計1, 660時間(19回)



高波による路体崩壊 (H26.12 江差町)



台風18号による冠水 (H29.9 上ノ国町)

資料：函館県建設部、函館建設管理部資料

「道南地域全体の活性化」と高規格道路の必要性

完全バリアフリーホテルの開業(乙部町)

スタッフ全員が介助資格を保持した完全バリアフリーホテルが開業(H27.4.21)

北の江の島構想(江差町)

■整備計画
かもめ島エリア
旧北の江の島の活用
江差町民の生活圏の拡大

■整備計画
開港五(マリーナ)エリア
遊歩道の整備
開港丸船理技研・成建整備
知産マリーナ及び一歩道センター開設

江差町のストーリー「江差の五月は江戸にもないニニシン繁栄が息づく町一」が、平成29年度に北海道初の「日本遺産」に認定された。
江差町では、交流人口の拡大を図るため、江差港かもめ島周辺を拠点とする「北の江の島構想」を推進

「江差追分全国大会」(江差町)

- 江差追分の唄い手440人が全国から集う、一大イベント
- 昭和38年に第1回が開催され、民謡の全国大会で最も歴史ある大会

移住定住の促進(木古内町・知内町・福島町)

- 木古内町、知内町、福島町は、3町合同のパンフレットを作成し、H29.9に、首都圏にて「移住促進プロモーション」を実施。
- 木古内町単独版のパンフレットでは、高規格道路開通による函館への交通アクセスの利便性をアピールポイントにしている。

「離島の生活を支えるフェリー航路」～江差港・奥尻港・瀬棚港～

- 奥尻と江差・せたなを結ぶ航路に新造船「カランセ奥尻」が就航(H29.5.1)。構掘れ防止装置やバリアフリー化が図られており、利便性が向上。
- 奥尻島でのマラソン大会等のイベントが好評で、札幌・函館方面から多くの参加者が訪れており、フェリー利用者が増加。江差港は、道南地域の活性化に大きく寄与。

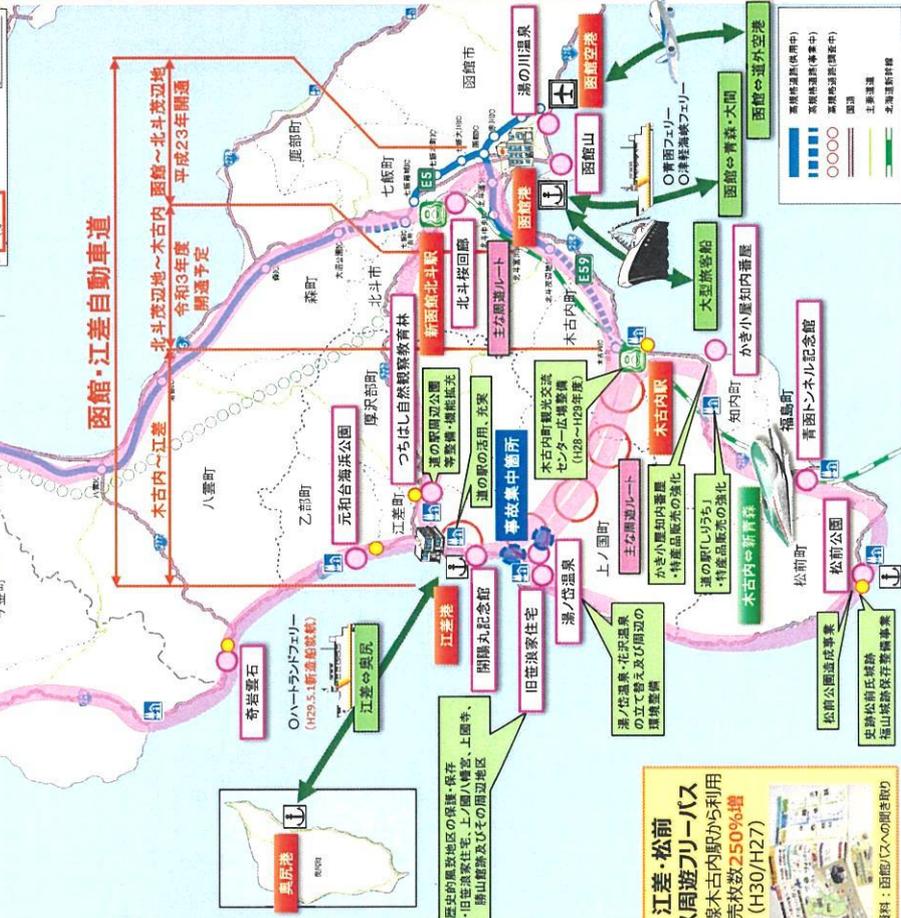


木古内駅を『周遊観光の拠点に』

・新幹線木古内駅に隣接する、道の駅「みそぎの鍋まこい」は、北海道14人の道の駅(認定)ランキングで3連覇(2018-2020)

江差・松前バス周遊フリーパス

新幹線木古内駅から利用
販売枚数250%増
(H30/H27)



江差・松前バス周遊フリーパス

新幹線木古内駅から利用
販売枚数250%増
(H30/H27)

新函館北斗駅を『陸の玄関口』に

- 平成28年3月26日開業
- 年間151万人が利用(令和元年度)

資料：北海道運輸局資料より

函館空港を『空の玄関口』に

- 令和元年度年間14.8万人が利用
- 国際線利用客数は増加傾向

【国際線ターミナル整備】
○国際線利用客数

資料：空港管理状況調査



函館港(若松地区)を『海の玄関口』に

- 平成30年度 大型旅客船寄港数27隻は北海道1位
- 平成30年代前半 大型旅客船係留施設整備完了予定(H30.10暫定供用開始)

R1.4.16 アザマラウエスト入港

資料：函館市港湾空港部H.P.、国土交通省資料



現道の課題

周遊観光を阻害するネットワーク欠如

- 木古内～江差間の道路ネットワークが不十分なため、空港・港・湾・新幹線等の交通拠点からのアクセス性が乏しく、移動に時間を要するため広域周遊観光強化を阻害
- 江差町や上ノ国町市街地を通行する車両の交通事故や走行速度低下が、広域な周遊観光経路の形成を阻害

現道の課題



現道の課題

高次医療施設への速達性欠如

江差→函館の搬送状況

重点要望事項

◆必要な道路予算の確保

- ・道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設および必要な予算の確保
- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源の確保と計画的な事業の推進
- ・国土強靱化の事業計画に基づく道路の橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進
- ・新広域道路交通計画に基づく取り組みの推進及び重要物流道路の更なる指定などのネットワークの強化

◆函館・江差自動車道の整備促進

- ・木古内～江差間の早期事業着手と江差町側からの整備着手

北海道檜山地域振興協議会

会長 外崎 秀人



檜山地域振興協議会構成委員

江差町長	照井 誉之介	江差町議長	打越 東亜夫
上ノ国町長	工藤 昇	上ノ国町議長	京谷 作右衛門
厚沢部町長	渋田 正己	厚沢部町議長	鈴木 祥司
乙部町長	寺島 努	乙部町議長	林 義秀
奥尻町長	新村 卓実	奥尻町議長	工藤 勇
今金町長	外崎 秀人	今金町議長	村瀬 廣
せたな町長	高橋 貞光	せたな町議長	真柄 克紀



江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町

様

2022 檜山圏域活性化推進の懸案事項に関する

要 望 書



バリアフリービーチ「元和台海浜公園海のプール」(乙部町)



北海道檜山地域振興協議会

檜山圏域の振興発展につきまして、日ごろから格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当圏域は、渡島半島の日本海側に位置し、離島奥尻町を含む全7町で構成されております。

少子高齢化、過疎化等による厳しい財政状況の中、管内7町が一丸となって、地域課題の解決に向けた取り組みを進めているところです。

つきましては、令和4年度において、次の施策を早期に実施くださいますよう、御要望申し上げます。

令和3年6月29日

北海道檜山地域振興協議会

会長 外崎 秀人



目 次

交通ネットワークに関する事項 (P1)

- 安全・安心な交通網の確保等

国土保全・環境保全に関する事項 (P3)

- 治水事業等の促進

交通ネットワークに関する事項

■ 安全・安心な交通網の確保等

檜山圏域の高度医療は、第三次医療圏の拠点である函館市に依存しており、救急車両が迅速かつ安全に重篤な患者を搬送するためには、速達性・安全性の高い道路の整備が重要となっております。

また、平成29年2月に北海道が公表した「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」によると、上ノ国町から江差町にかけての国道228号の多くが浸水すると想定されており、特に迂回ルートがない江差町にとっては「函館・江差自動車道」の役割は大変重要となります。

令和3年度中には、高規格道路「函館・江差自動車道」北斗茂辺地ICから木古内IC（仮称）が開通予定です。

計画区間である木古内・江差間については、檜山南部地域の幹線道路として、重篤患者の緊急搬送の速達性の向上や災害時の代替ルートの確保のためにも、江差町側の国道227号・229号交差点付近（同地点は、道立江差病院、道立江差高校等が立地する地域の中心）からの早期着工・開通が必要です。

また、北海道新幹線開業により、多くの観光客が道南を訪れており、道路の整備が進むことにより、周遊性が向上され地域の経済発展に大きく寄与することが期待されます。

そのため、新広域道路交通計画に基づく取り組みの推進及び重要物流道路の更なる指定などのネットワークの強化が必要です。

一方、渡島半島の主要交通網についても、活火山である駒ヶ岳が活動を続けている地域にあり、過去に駒ヶ岳噴火や大雨等の影響により道路網が寸断し、道央圏との交流や物流に麻痺が生じたことから、これらの影響を受けない代替ルートの確保が不可欠であります。

加えて、高度経済成長期に多く建設された道路施設の高齢化が進展しており、老朽化対策のみならず、防災・減災、国土強靱化も喫緊の課題となっております。

このように、当地域は災害に脆く危険な箇所が多い地域でもあり、地域住民の安全・安心な暮らしを守るためにも、地域が真に必要なとしている道路整備のため、道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設および必要な予算の確保、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源の確保と計画的な事業の推進、国土強靱化の事業計画に基づく道路の橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進が必要です。

さらに、道路整備のほか、地域振興の拠点である地方港湾は、地域生産物等の移出をはじめ、離島航路及び漁業生産活動の基地として生活基盤を担い、緊急時には、緊急援助や災害復旧の拠点となることから、港湾整備も必要です。

つきましては、令和4年度の予算編成にあたり特段の御高配を賜りますよう、次の事項について強く要望いたします。

記

- 道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設および必要な予算の確保、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源の確保と計画的な事業の推進、国土強靱化の事業計画に基づく道路の橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進
- 新広域道路交通計画に基づく取り組みの推進及び重要物流道路の更なる指定などのネットワークの強化
- 冬期交通確保のための除排雪の充実及び予算の確保
- 高規格道路「函館・江差自動車道」
木古内～江差間の江差側（道立江差病院、国道227号・229号交差点付近）からの調査促進及び早期着手
- 高規格道路「渡島半島横断道路」
今金（住吉）・せたな（瀬棚区）間 現道の道路改良
- 国道227号
渡島中山防災 整備促進
- 国道229号
美谷防災 整備促進
- 国道277号
特殊通行規制区間の解消、線形改良
- 道道等整備
主要道道、一般道道、町道等
- 地方港湾「江差港」の整備
中央ふ頭における船舶の混雑解消のための係留施設の整備促進
離島フェリーが発着する岸壁(-5m)(北)の早期の予防保全対策
- 地方港湾「奥尻港」の整備
港内の利用再編のための小型船だまりの整備促進
- 地方港湾「瀬棚港」の整備
静穏度向上のための防波堤(東外)の整備促進

国土保全・環境保全に関する事項

■ 治水事業等の促進

檜山管内は、日本海に面し平野部が少なく、段丘が海岸に迫っている地形のため、災害を受けやすい環境にあります。加えて、日本海特有の波浪による海岸侵食が激しく、越波によって沿岸住民の生活が脅かされている状況にあります。

さらに、当管内の河川は、改修事業が進められておりますが、未整備の部分も多く、過去に融雪や豪雨出水により河川が氾濫し、道路網が寸断されたことによる集落の孤立や農地への浸水・冠水による被害をもたらしたところ です。

また、管内の河川はサケ、サクラマス、アユ等の遡河性の魚類等が生息する重要な再生産の場となっており、これらの生息環境を保全するためには魚類の移動の連続性を確保し、良好な生息環境を整備することが重要です。

つきましては、新たな浸水想定区域図（ハザードマップ）への対応、災害を未然に防ぎ、地域住民の生命・財産を守り、住民の安全・安心を守るため、さらには、豊かな河川環境保全のため、次の事業の促進について要望いたします。

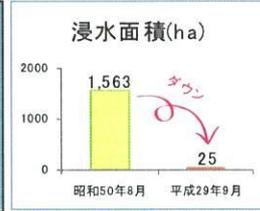
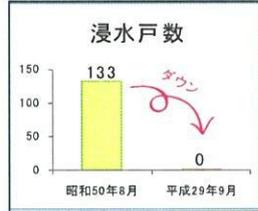
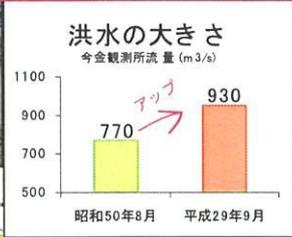
記

- 海岸の高潮・波浪等による越波を防止するため、海岸保全対策事業の促進を図ること。
- 融雪や豪雨による河川の氾濫や高潮・津波等による災害を防止するため、河川の整備促進を図ること。
- 後志利別川水系における魚類等の移動の連続性確保及び生息環境の保全のため、魚道等の整備促進を図ること。

しりべしとしべつ 後志利別川流域

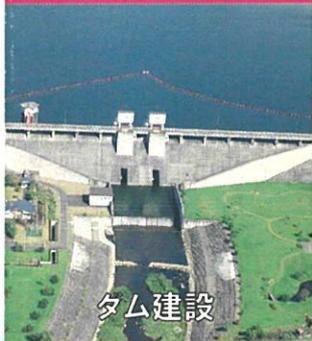
治水事業は地域のくらしと産業を支えています。

洪水流量が増えても被害は減少



浸水範囲の凡例
■ 昭和50年8月洪水
■ 平成29年9月洪水

これまでの治水事業による洪水被害の軽減



治水事業の推進で、発展していく地元の農産物

今金町のミニトマト



今金町

せたな町のお米



せたな町

後志利別川の治水と農業生産



昭和9年から蛇行部の解消などの治水事業を行い、河川水位が低下したことで、農地の水はけが改善され、後志利別川流域は道南地域を代表する穀倉地帯へと発展を遂げました。



治水事業による洪水被害の減少や、ダムからの農業用水の安定供給により、安定的な食料生産が可能となりました。

農作物の地域ブランド化が進められ、「今金男しゃく」などの魅力的で価値の高い商品は、後志利別川がもたらす清流により育まれています。

「今金男しゃく」は、地理的表示法に基づくGI保護制度に登録されました。道内では「夕張メロン」「十勝川西長いも」に続き3件目となります。

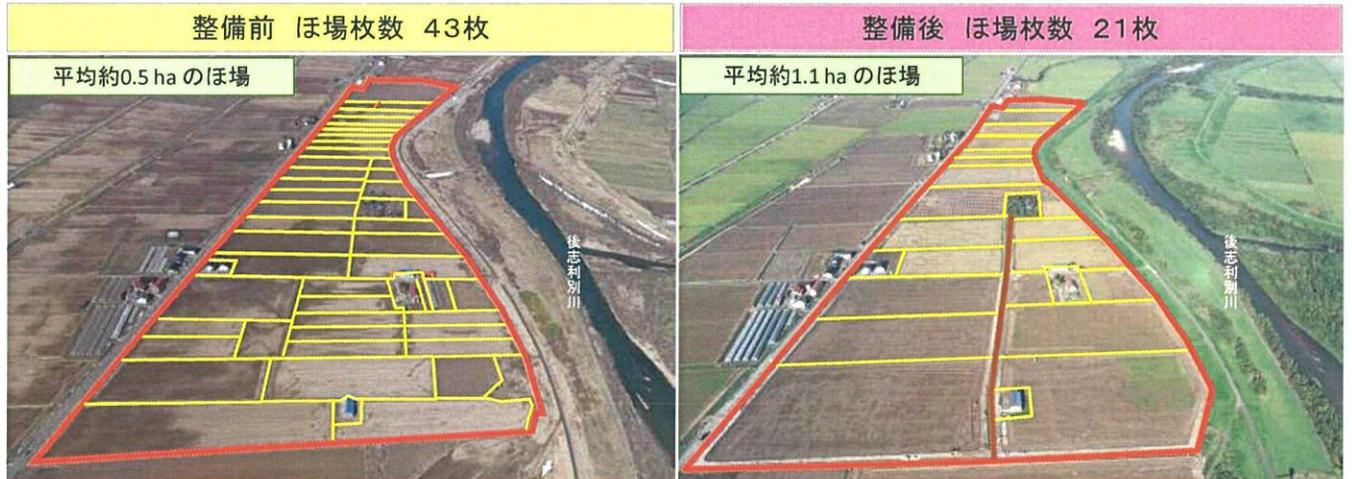


好評販売中！

国営緊急農地再編整備事業 今金南地区・今金北地区



ほ場面積が2倍以上になり、労働時間は半分以下に削減



水稲(移植栽培)労働時間が削減

事業実施によるほ場の大区画化によって大型機械の導入が進み、農作業が効率化



余剰時間を高収益作物の栽培に振り向け、所得が増

ミニトマトの面積・販売額



ブロッコリーの面積・販売額



農福連携による就農・就労の取り組みを実践

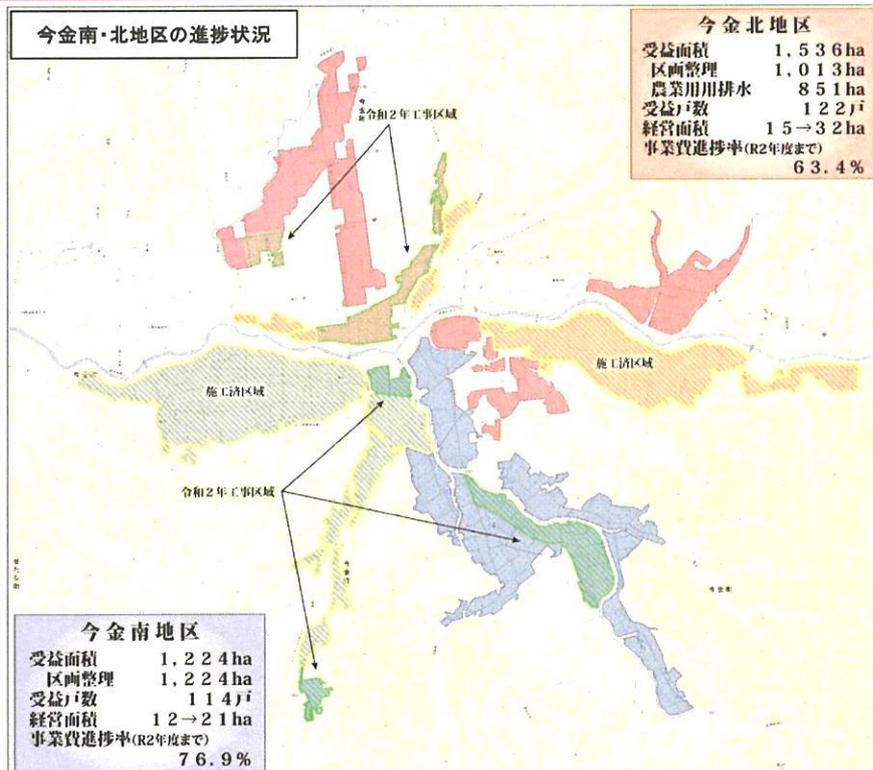
障がい者を対象とした雇用創出・労働力確保を目的に、町内に社団法人を設立(H29)し、今金高等養護学校卒業生を正社員採用。社員(卒業生)は、ミニトマトや水稲苗等の管理・収穫業務に従事。



採用者数

H29年度	2名
H30年度	1名
R1年度	2名
R2年度	2名

着実な事業推進が必要



地域の賑わい創出に貢献するみなと

～江差の五月は江戸にもない、日本遺産認定のみなと～



離島フェリー係留状況



小型船輻輳状況



姥神大神宮渡御祭

○江差町は、親水空間と江戸時代からの歴史文化を生かした観光振興に取り組んでおり、平成28年度の文化庁長官表彰、平成29年度の日本遺産(文化庁)「江差の五月は江戸にもないーニシン繁栄が息づく町ー」に認定されました。平成31年3月には、姥神大神宮渡御祭が北海道無形民俗文化財に指定されました。

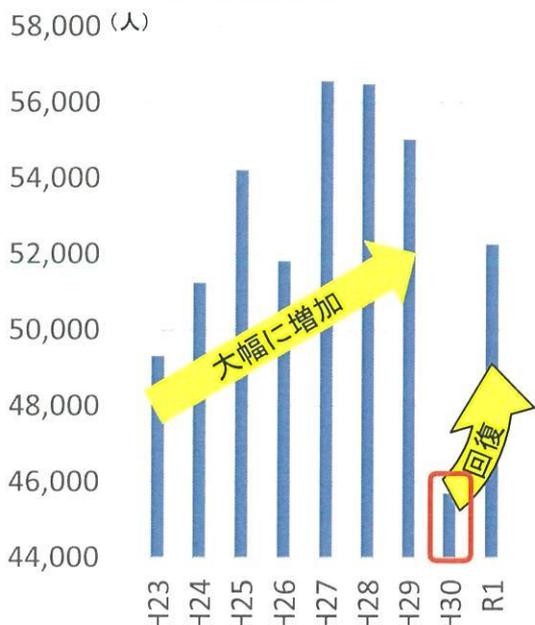
「みなとオアシス江差」を訪れる観光客数が大幅に増加しています。

○江差-奥尻航路は奥尻島と本土を結ぶ唯一の離島フェリー航路であり、安全・安定的な運航のためには係留施設の老朽化対策が必要です。

○小型船だまりの狭隘化に対応するため係留施設整備を進めています。

みなとオアシス江差の観光客数

みなとオアシスエリア図



出展：江差町調べ ※ 2018年は休日の天候不良及び北海道胆振東部地震による停電等で観光客数が減少

離島の生活を支える

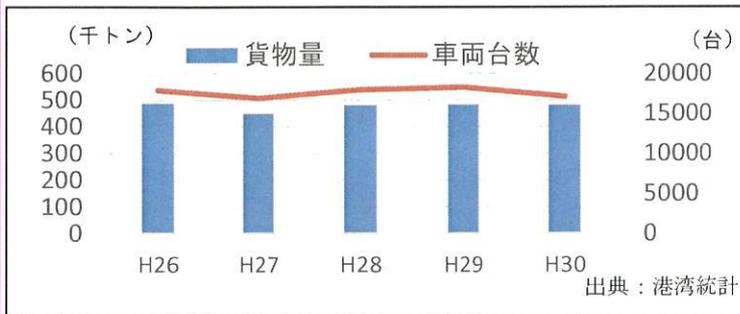
フェリー航路「奥尻港」



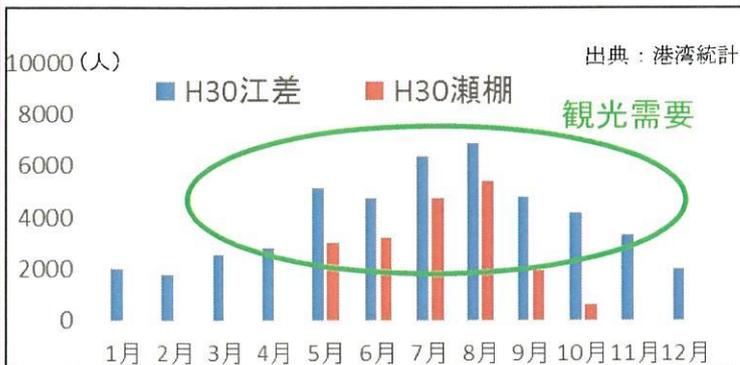
平成29年5月1日 就航歓迎セレモニーの様子

- 平成29年5月1日より新造船「カランセ奥尻」が就航しました。利便性が向上し、イベント時や災害時など島民の生活や地域経済を支える交通手段として重要な役割を担っています。
- 小型船だまりの安全を確保するための防波堤等の整備を進めています。

■フェリー貨物量と車両台数の推移（奥尻～江差・瀬棚）



■フェリー旅客数の推移（奥尻～江差・瀬棚）



第6回奥尻ムーンライトマラソンの様子（6月）

地域経済を支える港湾整備



港内仮置状況

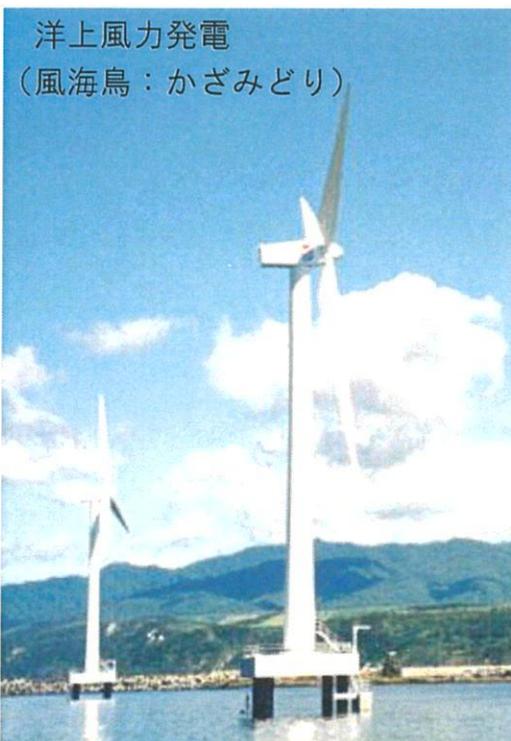


風車建設状況
(R1.9.30撮影)

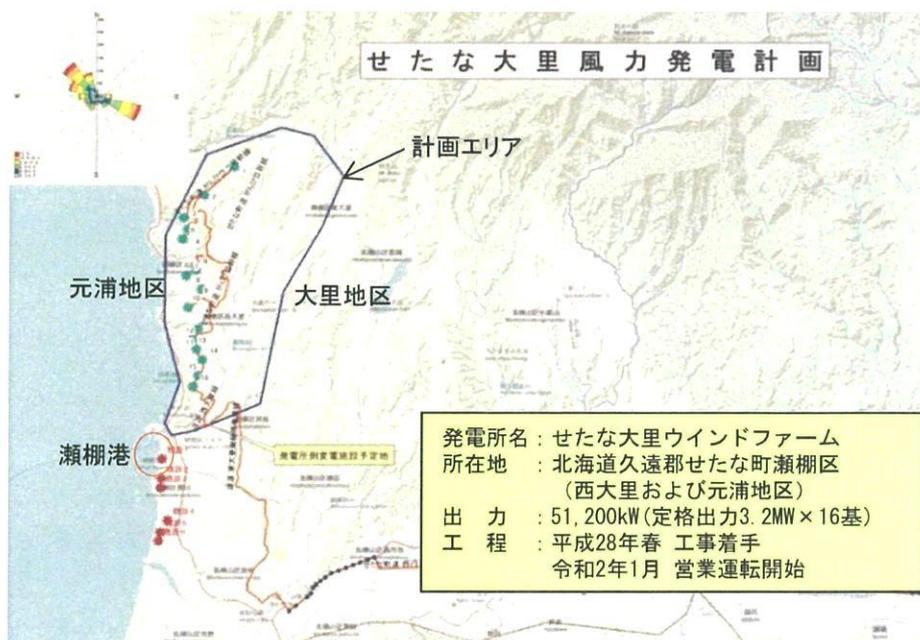


資材荷役状況

- 瀬棚港では、平成16年4月、国内初の町営洋上風力発電機(600kw級)を港内に2基設置し、港湾における洋上風力発電の導入について先駆的役割を担っている。
- せたな町大里地区、元浦地区に、風力発電所(16基、最大出力51,200kw)が計画されており、風車本体の搬入を平成31年3月から5回に分けて、瀬棚港の岸壁(-7.5m)で搬入。
- 風力発電設備や砂・砂利の荷役の安全利用へ向け、防波堤整備を進めています。



洋上風力発電
(風海鳥：かざみどり)



重点要望事項

◆必要な道路予算の確保

- ・道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設および必要な予算の確保
- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源の確保と計画的な事業の推進
- ・国土強靱化の事業計画に基づく道路の橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進
- ・新広域道路交通計画に基づく取り組みの推進及び重要物流道路の更なる指定などのネットワークの強化

◆函館・江差自動車道の整備促進

- ・木古内～江差間の早期事業着手と江差町側からの整備着手

北海道檜山地域振興協議会

会長 外崎 秀人



檜山地域振興協議会構成委員

江差町長	照井 誉之介	江差町議長	打越 東亜夫
上ノ国町長	工藤 昇	上ノ国町議長	京谷 作右衛門
厚沢部町長	渋田 正己	厚沢部町議長	鈴木 祥司
乙部町長	寺島 努	乙部町議長	林 義秀
奥尻町長	新村 卓実	奥尻町議長	工藤 勇
今金町長	外崎 秀人	今金町議長	村瀬 廣
せたな町長	高橋 貞光	せたな町議長	真柄 克紀



江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町

様

令和4年度

檜山圏域における地方創生推進に向けた

要望書



バリアフリービーチ「元和台海浜公園海のプール」(乙部町)



北海道檜山地域振興協議会

檜山地域は、全国、全道の平均を上回るスピードで人口減少・少子高齢化が進行しており、将来推計においても道内で最も人口が減少すると予想されています。

また、基幹産業である農林水産業の担い手や後継者が不足している一方で、各種産業においては雇用の場が縮小傾向にあります。

管内各町は、人口の減少や各種産業の衰退により、税収が減少するなど厳しい財政状況にあり、将来的には一層困難な財政運営を強いられると予想されます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、地域における住民の暮らしや地域経済全体にも深刻な影響を及ぼし、私たちが、かつて経験したことのない厳しい状況が続いております。

こうした中、管内各町は、地域住民の安全・安心な暮らしの確保や地域経済の回復を図るべく、全力を挙げて様々な取り組みを進めているところです。

つきましては、基幹産業である農林水産業をはじめとした各種産業への支援や、管内・管外を結ぶ交通ネットワークなどの社会資本の整備、住民生活に欠かせない地域医療の確保・子育て支援・福祉政策など、地域の存続に必要な取組みの充実・強化等について、特段のご理解とご配慮を賜りたく要望いたします。

令和 3年 6月 29日

北海道檜山地域振興協議会

会 長 外 崎 秀 人



目 次

I 「地方創生」の実現に向けて

1 『しごと』の創生 —農林水産業の振興—

- 持続可能な農業経営の確立・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化・・ 3
- 水産業の振興対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 檜山管内におけるニシン資源復興対策の推進・・・・・・・・ 7

2 『ひと』の創生

—地域医療・子育て・福祉施策の充実—

- 地域医療体制の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 子育て・福祉施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

3 『まち』の創生

—「地方創生」を支える社会資本等の整備—

- 安全・安心な交通網の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 治水事業等の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 離島住民の交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 半島振興の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

II 国土保全や地方財政措置の充実

- 町村財政基盤の強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 準用河川・普通河川の改修に必要な財政支援の拡充・・・・ 17

I 「地方創生」の実現に向けて

1 『しごと』の創生 ―農林水産業の振興―

■ 持続可能な農業経営の確立

檜山地域は温暖な気候に恵まれ、主に稲作・馬鈴薯を基幹に、北部の丘陵地では酪農・肉牛生産も営まれておりますが、小規模零細農家が多く、加えて、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化、担い手不足など多くの課題があり、農村地域の活力が低下している状況にあります。

このような中、担い手農家を中心に収益性の高い農業経営への転換、農地の利用集積等に取り組み、地域の特色を活かした農業経営を展開しておりますが、より一層の農業経営の安定化を図るため、次の事項について措置されるよう要望いたします。

記

- 水田・畑作に対する経営所得安定対策については、農業者が安心して生産性の向上や経営改善に取り組めるよう関連対策等を含めた必要な予算の確保を図ること。
- 日本型直接支払制度（多面的機能支払（農地維持支払・資源向上支払）中山間等直接支払、環境保全型農業直接支援）が円滑に実施できるよう、必要な予算の確保を図ること。
- いかなる国際貿易交渉にあっても、「多様な農業の共存」を基本理念とし、食の安全・安定供給や国内農業・農村の振興などを損なわないよう、適切に対応するとともに、国の各種対策が将来にわたって確実に実行されるよう必要な予算の確保と、小規模家族経営主体の檜山管内農業が持続的に発展するための対策を講じること。
- 高収益作物の生産拡大や米の生産コストの低減を進め、国営緊急農地再編整備事業や道営農地整備事業等の基盤整備を計画的かつ着実に推進するために必要な、農業農村整備事業に係る令和4年度予算総額を確保すること。

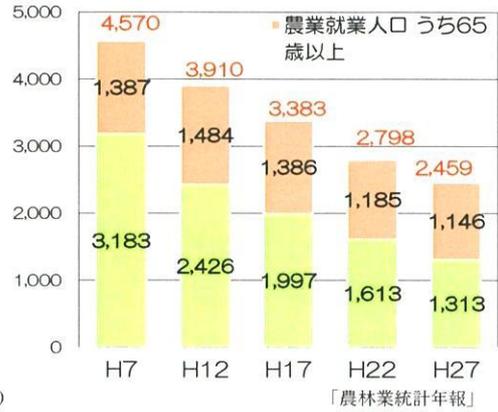
檜山の農業

● 農家戸数の推移 (単位：戸数)



(「農林業センサス」「世界農林業センサス」H17までは旧熊石町含む)

● 年齢別農家就業人口 (単位：人)



「農林業統計年報」

● ミニトマト



● ハウス立茎アスパラガス



● 農村風景



● 農業農村整備事業 (区画整理事業)



■ 森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化

檜山管内は、約82%が森林に覆われ、戦後植栽された人工林資源が利用期を迎えており、地球温暖化の防止や水源の涵養などの公益的機能に加え、木材生産などを通じた地域経済の活性化や雇用の創出が期待されています。このため、各種補助事業等を積極的に活用し、森林整備の推進や地域材の利用促進などの様々な取組みを展開してきたところで

す。

しかし、当管内は地形が急峻で小規模所有者が多いことから、森林内の路網整備や機械化の推進による林業の低コスト化や効率化が引き続き課題となっています。また、公共施設等の木造化や木質バイオマスの利用など、地域内における需要拡大にも引き続き取り組む必要があります。

つきましては、適切な森林づくりの推進と、森林づくりに伴い産出される木材の利用促進を一体的かつ継続的に行い、森林資源の循環利用を確実に進めることが地域の林業・木材産業の成長産業化のために重要であることから、次の事項について要望いたします。

記

- 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 地域の林業・木材産業の競争力を強化し、成長産業化を推進するため、森林整備はもとより、路網整備や機械化の推進及び木造公共施設整備並びに木質バイオマスの利用促進など、川上から川下に至る総合的な支援を地域の実情に応じて展開できる施策の充実・強化を図ること。
- 人工林資源が利用期を迎え、森林資源の循環利用を進める上で、伐採後の確実な植林が重要であることから、「豊かな森づくり推進事業」の継続・拡充を図ること。

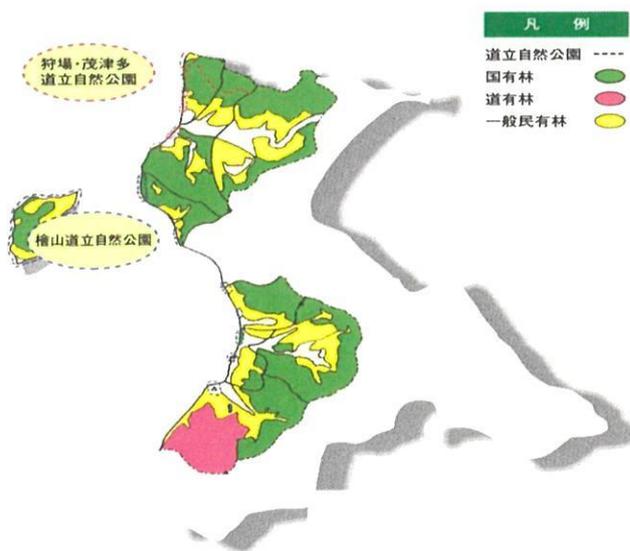
●ヒノキアスナロ（江差町檜山古事の森）



●地域材を活用した公共施設（厚沢部町認定こども園）



●檜山の林業分布図（令和2年度）



■ 水産業の振興対策の推進

檜山管内は、イカ、スケトウダラ等の回遊魚の比率が高く、漁業経営が不安定なことから、これまでウニ、アワビ、ナマコなどの磯根資源やサクラマス、ニシンなどの種苗生産や種苗放流による資源増大を進めるとともに、適切な資源管理を行い、漁業生産の向上と漁業収入の安定に努めてまいりました。

しかし、近年、当管内の漁業経営はこれら主要魚種の著しい漁獲量の減少等により厳しい状況にあります。さらに、近年海獣（トド・アザラシ・オットセイ）が増え、食害や漁網が破られるなどの被害が多発しており、漁業者は一層苦しい経営を強いられ、自助努力ではこの現状を改善することが困難な状況となっております。

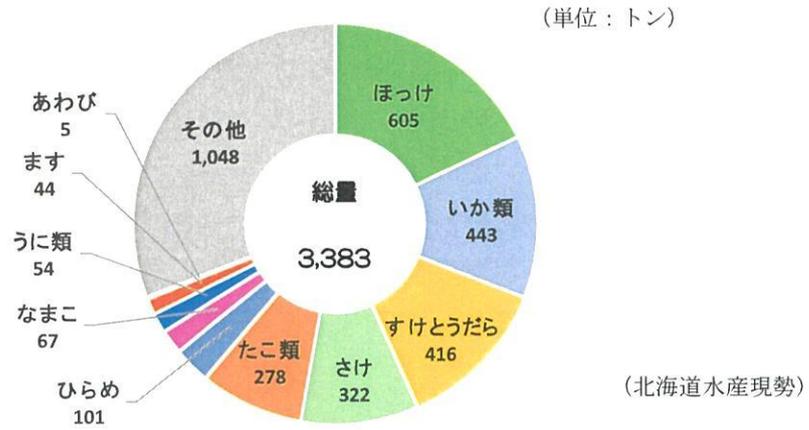
つきましては、沿岸漁業の生産基盤を整備し、漁業生産の向上と漁業経営の安定を図るため、次の事項について措置されるよう要望いたします。

記

- 漁業生産基盤である漁港を安全に使用できるよう、漁港施設の整備と航路浚渫等の維持補修を適切に実施すること。
- 水産資源の増大を図るため、磯焼け対策（イカゴロ等の海中還元の実現）をはじめ沿岸環境の保全を図るとともに、漁業生産に即効性のある藻場・魚礁・増養殖場等の水産環境整備を促進すること。
- 水産資源を安定的に利用していくため、栽培漁業を行っている魚種に対し、種苗生産・中間育成などの経費を支援すること。
- スケトウダラについては、より強度な資源管理を実施しているが、未だ資源回復が見られない状況にある。漁業経営の厳しさは年々増す一方であり、既存の漁業収入安定対策では対応できないことから、早期に新たな漁業収入対策などに取組むこと。
- 漁港内水域は日本海において増養殖を行う上で貴重な静穏域であり、増養殖試験や養殖を実施しているが、近年の利用漁船数の減少もあることから、漁港内水域を活用した増養殖事業を一層推進すること。
- 海獣の駆除（トド・アザラシ）・排除（オットセイ追い払い）のための抜本的な被害防止対策や漁具被害、休漁等の漁業者への被害救済制度の創設を図ること。

檜山の水産業

● 魚種別漁業生産量（令和元年）



● 漁獲状況



● 漁港内の増養殖事業



● 水産基盤整備事業



(魚礁漁場の整備)



(藻場の整備)

■ 檜山管内におけるニシン資源復興対策の推進

檜山管内におけるニシン資源の復興対策については、広域的事業展開を図るため、当管内すべての町（7町）と八雲町、ひやま漁協で組織する「ひやま地域ニシン復興対策協議会（平成29年4月、檜山管内水産振興対策協議会に改称）」が事業主体となり、日本海ニシン栽培漁業定着事業を活用し、上ノ国町地先へ集中放流しながら稚魚分布調査などを行ってきたところです。平成28年度からは、念願の100万尾放流が実現し、八雲町熊石を含む沿岸各町にほぼ同数の稚魚を放流してきたところです。現在、令和3年度の放流に向けて、種苗生産を進め、檜山海域において来遊親魚を確保し、人工採卵によるニシン資源の復興を図っております。

つきましては、檜山海域において人工種苗放流を進めるにあたって、次の事項について要望いたします。

記

- ひやま漁協管内において、スケトウダラ等回遊魚を中心とする水揚げが著しく低迷し、漁業者が危機的状況にあることから、引き続き水産資源の増大を図るべく増殖事業として有望視されている、ニシンの種苗生産放流のための対策を講じていくこと。

● ニシンの種苗放流事業



● ニシンの^{くき}群来 (令和2年3月4日)

江差町五勝手漁港 (海面が白濁)



海藻に付着したニシンの卵



2 『ひと』の創生

—地域医療・子育て・福祉施策の充実—

■ 地域医療体制の充実・強化

檜山管内の自治体病院では、地域住民の身近な医療機関として、住民の安全・安心な暮らしを守っておりますが、慢性的に医師をはじめ医療従事者が不足しております。当管内は、離島奥尻町を含め財政力の弱い小規模町村で構成され、特に医師の確保に要する経費は町の財政負担となっており、大変苦慮している状況にあります。

また、檜山圏域の高度医療は、第三次医療圏の拠点である函館市に依存しており、各町では救急自動車の台数が限られた中で、救急患者を搬送しなければならないといった課題があります。

つきましては、住民が健康で安心して暮らすため、次の事項について措置されるよう要望いたします。

記

- 医師をはじめ医療従事者不足が深刻化している中、北海道が実施している種々の医師をはじめ医療従事者の確保対策を充実するとともに、市町村が行う医師をはじめ医療従事者の確保対策事業に対し、財政措置などの支援を行うこと。
- 医療確保対策を推進するため、へき地診療所と同様の役割を担う離島の病院や過疎地域の自治体病院などに対する医師の派遣について、へき地医療を行う社会医療法人の認定要件となるよう見直しを行うこと。
- 第三次医療圏の拠点への重篤な緊急患者の搬送を行っている際に、各町における緊急出動に支障を来さないよう支援対策や財政支援を講じること。
- 地方における医師確保は定住促進のためにも重要な課題であることから、医師確保のため道南に医育大学（分校方式を含む。）の設置に必要な措置を講じること。

■ 子育て・福祉施策の充実

檜山管内各町は、人口減少・少子化の進行の中、保護者や地域のニーズに応えながら、就学前児童の教育・保育の提供を行なっております。

国では、子ども・子育て支援制度により、認定こども園の普及を進めておりますが、過疎地域である当管内では、学校法人等民間の参入は困難であり、各町が運営をせざるを得ない状況にあります。

さらに、当管内は、高齢化率が全道一高く、特別養護老人ホームや小規模な介護保険施設等が地域の高齢者の介護を支えながら、入所（居）者のケアに努め入所（居）者の要介護度の改善を図っているところです。しかし、入所後、要介護度が改善されると介護報酬が減算され、小規模な施設は経営難に陥ることが懸念されます。

つきましては、子どもを健やかに育てる環境の整備、さらには高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、次の事項について要望いたします。

記

- 現在、認定こども園等施設整備に対する市町村への補助制度がなく、新たな施設整備には多額な費用を要することから、現行の補助制度の拡充や新たな支援制度の創設などにより一層の財政支援を講じること。
- 過疎地域における介護保険施設等が持続的に運営できるよう、入所後、入所施設のケアにより要介護度が改善された後も介護施設の介護報酬が減額されない、又は、補填されるよう制度の見直しを行うこと。
- 不妊治療への助成の拡大や市町村が行なう育児サポート事業や就学支援事業に対する国の財政支援の拡充を図ること。
- 介護人材の確保が重要な課題であることから、地方における介護福祉士養成施設の創設に必要な財政支援を講じること。

3 『まち』の創生

—「地方創生」を支える社会資本等の整備—

■ 安全・安心な交通網の確保等

檜山圏域の高度医療は、第三次医療圏の拠点である函館市に依存しており、救急車両が迅速かつ安全に重篤な患者を搬送するためには、速達性・安全性の高い道路の整備が重要となっております。

また、平成29年2月に北海道が公表した「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」によると、上ノ国町から江差町にかけての国道228号の多くが浸水すると想定されており、特に迂回ルートがない江差町にとっては「函館・江差自動車道」の役割は大変重要となります。

令和3年度中には、高規格道路「函館・江差自動車道」北斗茂辺地ICから木古内IC（仮称）が開通予定です。

計画区間である木古内・江差間については、檜山南部地域の幹線道路として、重篤患者の緊急搬送の速達性の向上や災害時の代替ルートの確保のためにも、江差町側の国道227号・229号交差点付近（同地点は、道立江差病院、道立江差高校等が立地する地域の中心）からの早期着工・開通が必要です。

また、北海道新幹線開業により、多くの観光客が道南を訪れており、道路の整備が進むことにより、周遊性が向上され地域の経済発展に大きく寄与することが期待されます。

そのため、新広域道路交通計画に基づく取り組みの推進及び重要物流道路の更なる指定などのネットワークの強化が必要です。

一方、渡島半島の主要交通網についても、活火山である駒ヶ岳が活動を続けている地域にあり、過去に駒ヶ岳噴火や大雨等の影響により道路網が寸断し、道央圏との交流や物流に麻痺が生じたことから、これらの影響を受けない代替ルートの確保が不可欠であります。

加えて、高度経済成長期に多く建設された道路施設の高齢化が進展しており、老朽化対策のみならず、防災・減災、国土強靱化も喫緊の課題となっております。

このように、当地域は災害に脆く危険な箇所が多い地域でもあり、地域住民の安全・安心な暮らしを守るためにも、地域が真に必要なとしている道路整備のため、道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設および必要な予算の確保、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源の確保と計画的な事業の推

進、国土強靱化の事業計画に基づく道路の橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進が必要です。

さらに、道路整備のほか、地域振興の拠点である地方港湾は、地域生産物等の移出をはじめ、離島航路及び漁業生産活動の基地として生活基盤を担い、緊急時には、緊急援助や災害復旧の拠点となることから、港湾整備も必要です。

つきましては、令和4年度の予算編成にあたり特段の御高配を賜りますよう、次の事項について強く要望いたします。

記

- 道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設および必要な予算の確保、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源の確保と計画的な事業の推進、国土強靱化の事業計画に基づく道路の橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進
- 新広域道路交通計画に基づく取り組みの推進及び重要物流道路の更なる指定などのネットワークの強化
- 冬期交通確保のための除排雪の充実及び予算の確保
- 高規格道路「函館・江差自動車道」
木古内～江差間の江差側（道立江差病院、国道227号・229号交差点付近）からの調査促進及び早期着手
- 高規格道路「渡島半島横断道路」
今金（住吉）・せたな（瀬棚区）間 現道の道路改良
- 国道227号
渡島中山防災 整備促進
- 国道229号
美谷防災 整備促進
- 国道277号
特殊通行規制区間の解消、線形改良
- 道道等整備
主要道道、一般道道、町道等
- 地方港湾「江差港」の整備
中央ふ頭における船舶の混雑解消のための係留施設の整備促進
離島フェリーが発着する岸壁(-5m)(北)の早期の予防保全対策
- 地方港湾「奥尻港」の整備
港内の利用再編のための小型船だまりの整備促進
- 地方港湾「瀬棚港」の整備
静穏度向上のための防波堤(東外)の整備促進

■ 治水事業等の促進

檜山管内は、日本海に面し平野部が少なく、段丘が海岸に迫っている地形のため、災害を受けやすい環境にあります。加えて、日本海特有の波浪による海岸侵食が激しく、越波によって沿岸住民の生活が脅かされている状況にあります。

また、当管内の河川は、改修事業が進められておりますが、未整備の部分も多く、過去に融雪や豪雨出水により河川が氾濫し、道路網が寸断されたことによる集落の孤立や農地への浸水・冠水による被害をもたらしたところ です。

つきましては、災害を未然に防ぎ、地域住民の生命・財産を守り、住民の安全・安心を守るため、次の事業の促進について要望いたします。

記

- 土砂災害及びなだれ等を防止するため、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業・砂防事業の促進を図ること。
- 海岸の高潮・波浪等による越波を防止するため、海岸保全対策事業の促進を図ること。
- 融雪や豪雨による河川の氾濫や高潮・津波等による災害を防止するため、河川の整備促進を図ること。

●急傾斜地崩壊対策(厚沢部町)



●天の川(上ノ国町)



■ 離島住民の交通の確保

奥尻島と本土を結ぶ交通手段は、航路と空路があり、共に通院や買い物、物資の輸送など離島の住民生活に必要なものであります。

特に、航路は大量輸送手段として観光などの地域振興に寄与し、空路は、高速移動手段として急を要する医療やビジネス等経済活動に大きな役割を果たしております。しかし、人口の減少や経済の低迷により、利用客が減少し、経営状況の悪化が懸念されているところです。

住民生活はもとより、観光産業の振興等を促進し、経済活動の活性化を図るためには、今後とも安定的な運航の確保が求められています。

また、従来、離島は本土よりも輸送コストが嵩む中、2019年から奥尻港と瀬棚港を結ぶフェリー航路も休止となるなど、経済活動や住民生活において本土との格差が更に広がる状況となっております。

このため、本土との格差是正が不可欠であることから、これらの対策を推進するため、次の事項について措置されるよう要望いたします。

記

- 離島航路の旅客運賃助成制度の継続及び航送料金に対しても支援を拡充すること。
- 海上輸送コストに対する補助・補填等の対象を生活物資にも拡大させるとともに、離島ガソリン流通コスト支援事業の継続及び他の石油製品の流通コストの支援の拡充を図ること。
- 離島航空路の路線維持確保対策のための地元自治体に対する財政支援など補助制度の継続と、「奥尻－函館」線の運航会社であるHACに対し、積極的な支援対策を講ずること。
- 離島住民の医療機関受診時の助成について、宿泊費助成等の要件の緩和を図ること。

●ハートランドフェリー（カランセ奥尻）



●奥尻空港



■ 半島振興の充実・強化

半島振興法に基づき、渡島半島地域市町においても、国などの支援のもと地域の振興対策に積極的に取り組んできたところです。

しかしながら、他の地域と比べ人口減少や少子高齢化が進行し、今なお、交通通信・産業基盤及び生活環境の整備面で、多くの課題を抱えております。

さらに、地理的要因から急峻な傾斜地が多く、風水害や土砂災害、地震・津波等自然災害に対して脆弱な地域であります。

つきましては、半島地域住民の生活向上及び安全・安心な暮らしを確保するため、半島振興の更なる充実・強化を要望いたします。

記

- 半島振興に係る施策等に対する財政支援を充実強化すること。
- 交通ネットワーク等の社会基盤の整備促進を図ること。
- 自然災害に備えた防災・減災対策事業に係る事業費を確保すること。

Ⅱ 国土保全や地方財政措置の充実

■ 町村財政基盤の強化

人口が少なく財政力の弱い小規模町のみで構成される檜山地域は、道内他地域に比べても、地域産業の衰退や過疎化、少子高齢化の進行が著しい状況にあることから、管内各町では税収の低迷が続いており、極めて厳しい財政状況にあります。

こうした中、各町が自主的・主体的な地域づくりを持続的に進めていくためには、十分な財政措置による財政基盤の強化が不可欠です。

また、当管内の森林面積は、国有林 59.2%、道有林 10.9%、一般民有林 29.8%で、土地総面積の 82.4%を占めており、地球温暖化が問題とされる中、森林・林業行政の充実や円滑な運営、環境保全対策、さらには森林整備事業の促進が不可欠であり、町村部の役割はますます重要となっております。

さらに、近年、局地的な集中豪雨の影響等により流木や海岸漂着物が発生し、海岸における良好な景観及び環境保全に深刻な影響を受けており、海岸に面している町は回収・処理に苦慮している状況にあります。

このようなことから、次の事項について措置されるよう要望いたします。

記

- 財政力の弱い小規模町村に対して、重点的に地方交付税を措置すること。
- 普通交付税における基準財政需要額に、森林面積（国有林野面積を含む）や海岸の延長を適確に反映するなど、所要の財政措置を講じること。

■ 準用河川・普通河川の改修に必要な財政支援の拡充

檜山管内では、近年、局地的な集中豪雨による水害が多発している状況から、町管理の河川（準用河川・普通河川）の適切な管理が求められています。

こうした中、管内各町は国土強靱化地域計画を策定し、河川改修等の治水対策を国、道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進めていくこととしています。

しかし、河川の改修には多額の事業費が必要であり、特に財政力が弱い小規模町村においては、予算の確保が困難な状況となっております。

つきましては、住民の生命・財産・暮らしを守るため、次の事項について措置されるよう要望いたします。

記

○準用河川改修費補助等既存の補助制度の対象・延長や金額などの補助要件の緩和や普通河川を対象とするなど、河川改修への財政支援の拡充を図ること。

○河川改修事業を過疎債、辺地債の充当対象となるよう拡充を図ること。

檜山管内懸案事項

【令和4年度】

檜山地域振興協議会

○持続的な農業経営の確立（農業農村整備事業の促進）

項 目	新・継	R4年度要望事業内容	町名	事業主体
・道営				
農地整備事業 (経営体育成型)	継	水堀地区(実施設計、区画整理、用排水路)	江差町	道
	継	天の川地区(実施設計、区画整理、用水路)	上ノ国町	道
	継	若松地区(実施設計、区画整理、用排水路)	せたな町	道
農地整備事業 (中山間地域型)	継	滝野地区(区画整理、用排水路、暗渠排水)	厚沢部町	道
農地中間管理機構関連 農地整備事業	継	稲見地区(区画整理、用排水路、暗渠排水、客土)	厚沢部町	道
農道整備特別対策事業	継	千畳地区(道路改良舗装)	奥尻町	道
水利施設等保全高度化 事業 (畑地帯担い手支援型[単 独営農用水])	継	厚沢部第2地区(営農用水施設整備)	厚沢部町	道
水利施設等保全高度化 事業 (一般型[基幹水利施設保 全型])	継	泊地区(排水路)	江差町	道
	継	西兜野地区(排水機場改修)	せたな町	道
・団体営				
農地工作条件改善事業	継	厚沢部第1地区(条件改善促進支援)	厚沢部町	町
	継	厚沢部第2地区(条件改善促進支援)		
	継	厚沢部第3地区(暗渠排水、除礫、条件改善促進支援)		
	継	厚沢部第4地区(暗渠排水、条件改善促進支援)		
	継	厚沢部第5地区(暗渠排水、条件改善促進支援)		
	継	今金4地区(区画整理、暗渠排水)	今金町	町
	継	住吉地区(用水路)	今金町	土地改良区
草地畜産基盤整備事業	新	せたな第2地区(草地改良、草地造成)	せたな町	農業公社

○森林資源の循環利用による林業・木材業の成長産業化

項目	新・継	R4年度要望事業内容	町名	事業主体
林道網の整備促進				
・森林環境保全整備事業				
森林資源循環利用 林道整備事業	継	茂平内線（林道改良）	上ノ国町	道
	継	汐見栄豊線（林道開設）	乙部町	町
	継	女男沢1号線(林道開設)		
林道改良事業	継	球島線（林道改良）	奥尻町	道
林道専用道改良事業	継	赤石支線(林道改良)	奥尻町	町
・農山漁村地域整備交付金事業				
育成林整備事業	継	住吉支線（林道開設）	今金町	町
造林事業の促進				
・森林環境保全整備事業				
森林環境保全直接 支援事業	継	人工造林、下刈、間伐等	江差町	町
	継	人工造林、下刈、間伐等	上ノ国町	町
	継	人工造林、下刈、間伐等	厚沢部町	町
	継	人工造林、下刈、間伐等	乙部町	町
	継	人工造林、下刈、間伐等	奥尻町	町
	継	人工造林、下刈、間伐等	今金町	町
	継	人工造林、下刈、間伐等	せたな町	町
・豊かな森づくり推進事業 (道単)	継	スギ、ヒバ、トドマツ等植林	江差町	町
	継	スギ、ヒバ、トドマツ等植林	上ノ国町	町
	継	スギ、ヒバ、トドマツ等植林	厚沢部町	町
	継	スギ、ヒバ、トドマツ等植林	乙部町	町
	継	ヒバ等植林	奥尻町	町
	継	トドマツ、カラマツ、ミズナラ等植林	今金町	町
	継	スギ、トドマツ、ミズナラ等植林	せたな町	町

○水産業の振興対策の推進（水産基盤整備事業の促進）

項目	新・継	R4年度要望事業内容	町名	事業主体
・水産環境整備事業				
魚礁設置事業	新	江差泊沖漁場(魚礁)	江差町	道
	新	上ノ国沖漁場(魚礁)	上ノ国町	道
	新	乙部沖漁場(魚礁)	乙部町	道
	新	奥尻青苗沖漁場(魚礁)	奥尻町	道
	新	せたな貝取潤沖漁場(魚礁)	せたな町	道
増殖場増資事業	新	奥尻青苗藻場漁場(藻場)	奥尻町	道
	新	せたな吹込藻場漁場(藻場)	せたな町	道
・水産物供給基盤機能保全事業				
(第1種)	新	江差追分漁港(泊地区) (航路浚渫、外郭(老朽化)施設等の補修)	江差町	道
	継	上ノ国漁港(汐吹地区ほか) (外郭、けい留(老朽化)施設等の補修)	上ノ国町	道
	新	奥尻漁港(稲穂地区ほか) (航路浚渫、外郭(老朽化)施設等の補修)	奥尻町	道
	継	狩場漁港(中歌地区他)、鶴泊漁港(鶴泊) (航路、泊地浚渫、外郭(老朽化)施設等の補修)	せたな町	道
(第2種)	継	豊浜漁港、乙部漁港(乙部地区・元和地区) (航路、泊地浚渫、外郭(老朽化)施設等の補修)	乙部町	道
・漁港施設機能強化事業				
(第1種)	継	江差追分漁港(泊地区)防砂堤(新設)	江差町	道
(第2種)	継	乙部漁港(乙部地区・元和地区) 防砂堤(新設)	乙部町	道
・水産基盤整備事業				
漁村整備事業	継	漁業集落排水施設の機能保全工事	上ノ国町	町
	新	漁業集落排水施設の機能保全工事	奥尻町	町
	継	漁業集落排水施設の機能保全工事	せたな町	町

○檜山管内におけるニシン資源復興対策の推進

項 目	新・ 継	R4 年度要望事業内容	町名	事業主体
・ニシン資源の復興 対策	継	檜山海域（ニシンの人工種苗放流事業）		協議会

○安心・安全な交通網の確保等（道道）

項目	新・継	R4年度要望事業内容	町名	事業主体
・主要道道				
八雲厚沢部線	継	稲見地区（幅員狭小区間の拡幅改良事業の早期完成）	厚沢部町	道
江差木古内線	継	湯ノ岱地区（幅員狭小区間の拡幅改良事業の早期完成）	上ノ国町	道
	継	桂岡～宮越地区（幅員狭小区間の拡幅・線形改良・冠水対策の整備）		
	継	湯ノ岱～桂岡地区（防雪柵、自発光式視線誘導標の設置）		
奥尻島線	継	長浜地区（狭隘・落石・越波対策のための改良事業の早期完成）	奥尻町	道
	継	仏沢地区（歩道整備）		
・一般道道				
乙部厚沢部線	継	朝日町地区(冠水対策のための道路排水施設整備)	江差町	道
	継	小黒部町地区(歩道整備)		
	継	赤沼地区（歩道整備）	厚沢部町	道
旭岱鳥山線	継	富岡地区（幅員極小区間の拡幅改良事業の早期完成）	乙部町	道
北檜山大成線	継	太田～新成地区（幅員狭小区間の拡幅改良整備）	せたな町	道
	継	大成区都地区（歩道整備）		

○治水事業等の促進（急傾斜地崩壊対策事業・砂防事業）

項 目	新・継	R4 年度要望事業内容	町名	事業主体
・急傾斜地崩壊対策事業				
厚沢部本町 1	継	本町地区（急傾斜地崩壊防止対策施設の整備促進）	厚沢部町	道
大成久遠 1 - 1	継	大成区久遠地区（施設改築の整備促進）	せたな町	道
（単独）				
江差豊川	継	中歌地区（地滑り防止地区の施設の整備促進）	江差町	道
桧岱 2	継	桧岱地区（急傾斜地崩壊危険区域指定地区の崩壊防止対策施設の早期整備）	江差町	道
江差愛宕	継	新栄・愛宕地区（急傾斜地崩壊危険区域指定地区の崩壊防止対策施設の早期整備）		
汐吹	継	汐吹地区（急傾斜地崩壊防止対策施設の新規着手）	上ノ国町	道
北檜山太櫓	継	太櫓地区（施設改築の整備促進）	せたな町	道
・砂防事業				
花磯川	継	豊浜・花磯地区（砂防事業の促進）	乙部町	道
三新川	継	大成区宮野地区（砂防事業の促進）	せたな町	道
団地の沢川	継	北檜山区新成地区（砂防事業の促進）		
臼別川 （北海道単独事業）	継	大成区平浜地区（既設砂防堰堤のスリット化）		

○治水事業等の促進（海岸保全対策事業の促進）

項 目	新・ 継	R4 年度要望事業内容	町名	事業主体
・ 建設海岸（道単）				
江差海岸	新	伏木戸地区（高潮対策）	江差町	道
	新	五厘沢地区（浸食対策）		
上ノ国海岸	継	滝沢地区（高潮対策）	上ノ国町	道
北檜山海岸	継	北檜山区太櫓地区（高潮対策）	せたな町	道
瀬棚海岸	継	瀬棚区美谷地区（高潮対策）		
大成海岸	継	大成区平浜・貝取潤・長磯地区（高潮対策の整備促進）		

○治水事業等の促進（治山事業の促進）

項 目	新・ 継	R4 年度要望事業内容	町名	事業主体
・ 山地治山事業				
小規模治山	継	花磯地区（法枠工）	乙部町	道

○水道施設の整備

項 目	新・ 継	R4年度要望事業内容	町名	事業主体
・簡易水道等施設整備	継	上ノ国地区（配水管更新）	上ノ国町	町
	継	湯ノ岱地区、木ノ子地区（導水管）		
	継	電機計装設備更新、管路施設更新	厚沢部町	町
	継	乙部地区（導水管更新）	乙部町	町
	継	谷地地区（送水管敷設工事）	奥尻町	町

○公共下水道の整備

項 目	新・継	R4 年度要望事業内容	町名	事業主体
・ 公共下水道	新	江差 4 号枝線污水管渠新設工事	江差町	町
	新	江差・上ノ国下水道管理センター外修繕改築工事		
	継	北檜山区（污水管渠新設工事）	せたな町	町
	新	北檜山区下水処理場改築更新工事		
	継	今金浄化センター外長寿命化工事	今金町	町
	継	雨水管渠新設工事		
・ 特定環境保全公共下水道	継	マンホールポンプ電気設備改築更新工事	上ノ国町	町
	継	マンホールポンプ改築更新工事		
	継	東風地区污水管渠（管渠新設工事）	奥尻町	町
	継	瀬棚区・大成区（污水管渠新設工事）	せたな町	町
	新	大成浄化センター外改築更新工事		

○公営住宅等の整備

項 目	新・ 継	R4 年度要望事業内容	町名	事業主体
・公営住宅等整備 事業等	新	中崎団地(基本設計70戸 実施設計12戸)	上ノ国町	町
	新	滝瀬第2団地(2棟4戸 建設) 緑町団地(1棟4戸 除却)	乙部町	町
・公営住宅等ストック 総合改善事業	新	塩釜団地(1棟8戸 改修)	奥尻町	町
	継	夕陽が丘団地(1棟8戸 改修)	せたな町	町

○浄化槽設置整備事業

項 目	新・ 継	R4 年度要望事業内容	町名	事業主体
・ 合併処理浄化槽設置 整備事業	継	合併処理浄化槽	厚沢部町	町
	継	合併処理浄化槽	乙部町	町
	継	合併処理浄化槽	奥尻町	町
	継	合併処理浄化槽	今金町	町

主要道道・一般道道

●主要道道



八雲厚沢部線(厚沢部町稲見地区)



江差木古内線(上ノ国町桂岡～宮腰地区)



江差木古内線(上ノ国町湯ノ岱地区)



奥尻島線(奥尻町長浜地区)

●一般道道



乙部厚沢部線(江差町朝日地区)



乙部厚沢部線(厚沢部町赤沼地区)



旭岱鳥山線(乙部町)



北檜山大成線(せたな町大成区都地区)

河川の整備

●広域河川改修事業



厚沢部川(厚沢部町・江差町)



太櫓川(せたな町北檜山地区)

河川の整備

●総合流域防災事業



真駒内川(せたな町北檜山区)



丸山川(せたな町北檜山区)

●北海道単独事業



田沢川(江差町)



天の川(上ノ国町)

急傾斜地崩壊対策事業・砂防事業

●急傾斜地崩壊対策事業



厚沢部本町1(厚沢部町)



大成久遠1-1(せたな町)

●砂防事業



花磯川(乙部町)



三新川(せたな町)

海岸保全対策事業

●建設海岸(道単)



上ノ国海岸(上ノ国町滝沢地区)



北檜山海岸(せたな町太櫓地区)

檜山地域振興協議会構成委員

江差町長	照井 譽之介	江差町議長	打越 東亜夫
上ノ国町長	工藤 昇	上ノ国町議長	京谷 作右衛門
厚沢部町長	渋田 正己	厚沢部町議長	鈴木 祥司
乙部町長	寺島 努	乙部町議長	林 義秀
奥尻町長	新村 卓実	奥尻町議長	工藤 勇
今金町長	外崎 秀人	今金町議長	村瀬 廣
せたな町長	高橋 貞光	せたな町議長	真柄 克紀



江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町

様

2022 檜山圏域活性化推進の懸案事項に関する

要 望 書



バリアフリービーチ「元和台海浜公園海のプール」(乙部町)



北海道檜山地域振興協議会

檜山圏域の振興発展につきまして、日ごろから格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当圏域は、渡島半島の日本海側に位置し、離島奥尻町を含む全7町で構成されております。

少子高齢化、過疎化等による厳しい財政状況の中、管内7町が一丸となって、地域課題の解決に向けた取り組みを進めているところです。

つきましては、令和4年度において、次の施策を早期に実施くださいますよう、御要望申し上げます。

令和 3年 6月 29日

北海道檜山地域振興協議会
会長 外崎 秀人



目 次

交通ネットワークに関する事項 (P1)

安全・安心な交通網の確保

国土保全に関する事項 (P2)

治水事業等の促進

交通ネットワークに関する事項

■ 安全・安心な交通網の確保

□ 要 旨

道道は地域住民にとって、生活の根幹となる路線であり、地場産業の振興や、観光振興などに欠かすことのできないものであります。

また、国道が災害等により通行止めとなった場合は、代替道路（迂回路）としての役割も担っております。つきましては、路線によっては、未改良の箇所や幅員が狭小な箇所があり、特に冬期間は積雪により、幅員が狭くなり、通学児童や地域住民にとって非常に危険な道路となっております。

さらに、檜山圏域の高度医療は、第3次医療圏の拠点である函館市に依存していることから、救急車両が迅速かつ安全に患者を搬送するため、道路の整備が重要であります。円滑な車両運行と歩行者の安全確保のため、次の事業の促進を要望します。

記

○主要道道の整備

八雲厚沢部線

江差木古内線

奥尻島線

○一般道道の整備

乙部厚沢部線

旭岱鳥山線

北檜山大成線

国土保全に関する事項

■治水事業等の促進

□要 旨

檜山管内は、日本海に面し平野部が少なく、段丘が海岸に迫っている地形のため、災害を受けやすい環境にあります。加えて、日本海特有の波浪による海岸侵食が激しく、越波によって沿岸住民の生活が脅かされている状況にあります。

また、当管内の河川は、改修事業が進められておりますが、未整備の部分も多く、過去に融雪や豪雨出水により河川が氾濫し、道路網が寸断されたことによる集落の孤立や農地への浸水・冠水による被害をもたらしたところ です。

つきましては、災害を未然に防ぎ、地域住民の生命・財産を守り、住民の安全・安心を守るため、次の事業の促進について要望いたします。

記

- 土砂災害及びなだれ等を防止するため、急傾斜地崩壊対策事業・砂防事業の促進を図ること。
- 海岸の高潮・波浪等による越波を防止するため、海岸保全対策事業の促進を図ること。
- 融雪や豪雨による河川の氾濫や高潮・津波等による災害を防止するため、河川の整備促進を図ること。

檜山管内懸案事項

【令和4年度】

檜山地域振興協議会

○安心・安全な交通網の確保等（道道）

項目	新・継	R4年度要望事業内容	町名	事業主体
・主要道道				
八雲厚沢部線	継	稲見地区（幅員狭小区間の拡幅改良事業の早期完成）	厚沢部町	道
江差木古内線	継	湯ノ岱地区（幅員狭小区間の拡幅改良事業の早期完成）	上ノ国町	道
	継	桂岡～宮越地区（幅員狭小区間の拡幅・線形改良・冠水対策の整備）		
	継	湯ノ岱～桂岡地区（防雪柵、自発光式視線誘導標の設置）		
奥尻島線	継	長浜地区（狹隘・落石・越波対策のための改良事業の早期完成）	奥尻町	道
	継	仏沢地区（歩道整備）		
・一般道道				
乙部厚沢部線	継	朝日町地区(冠水対策のための道路排水施設整備)	江差町	道
	継	小黒部町地区(歩道整備)		
	継	赤沼地区（歩道整備）	厚沢部町	道
旭岱鳥山線	継	富岡地区（幅員極小区間の拡幅改良事業の早期完成）	乙部町	道
北檜山大成線	継	太田～新成地区（幅員狭小区間の拡幅改良整備）	せたな町	道
	継	大成区都地区（歩道整備）		

○治水事業等の促進（急傾斜地崩壊対策事業・砂防事業）

項目	新・継	R4年度要望事業内容	町名	事業主体
・急傾斜地崩壊対策事業				
厚沢部本町1	継	本町地区（急傾斜地崩壊防止対策施設の整備促進）	厚沢部町	道
大成久遠1-1	継	大成区久遠地区(施設改築の整備促進)	せたな町	道
(単独)				
江差豊川	継	中歌地区（地滑り防止地区の施設の整備促進）	江差町	道
桧岱2	継	桧岱地区（急傾斜地崩壊危険区域指定地区の崩壊防止対策施設の早期整備）	江差町	道
江差愛宕	継	新栄・愛宕地区（急傾斜地崩壊危険区域指定地区の崩壊防止対策施設の早期整備）		
汐吹	継	汐吹地区（急傾斜地崩壊防止対策施設の新規着手）	上ノ国町	道
北檜山太櫓	継	太櫓地区（施設改築の整備促進）	せたな町	道
・砂防事業				
花磯川	継	豊浜・花磯地区(砂防事業の促進)	乙部町	道
三新川	継	大成区宮野地区（砂防事業の促進）	せたな町	道
団地の沢川	継	北檜山区新成地区（砂防事業の促進）		
臼別川 (北海道単独事業)	継	大成区平浜地区（既設砂防堰堤のスリット化）		

○治水事業等の促進（海岸保全対策事業の促進）

項目	新・継	R4年度要望事業内容	町名	事業主体
・建設海岸（道単）				
江差海岸	新	伏木戸地区（高潮対策）	江差町	道
	新	五厘沢地区（浸食対策）		
上ノ国海岸	継	滝沢地区（高潮対策）	上ノ国町	道
北檜山海岸	継	北檜山区太櫓地区（高潮対策）	せたな町	道
瀬棚海岸	継	瀬棚区美谷地区（高潮対策）		
大成海岸	継	大成区平浜・貝取潤・長磯地区（高潮対策の整備促進）		

○治水事業等の促進（河川の整備）

項目	新・継	R4 年度要望事業内容	町名	事業主体
・ 広域河川改修事業				
厚沢部川	継	河川改修の早期完成	厚沢部町 江差町	道
太櫓川	継	北檜山区若松・二俣地区（河川改修の事業促進）	せたな町	道
・ 総合流域防災事業				
真駒内川	継	北檜山区徳島地区（河川改修の事業促進）	せたな町	道
丸山川・鮎川	継	北檜山区愛知地区（河川改修の事業促進）		
トンケ川	継	北檜山区愛知地区（河川改修の事業促進）		
・ 北海道単独事業				
田沢川	継	田沢町地区（中州土砂の除去）	江差町	道
鮎川	新	鮎川地区～水堀地区(中州土砂の除去)		
天の川	継	中須田～勝山、湯ノ岱地区（河道内伐木・掘削）	上ノ国町	道
目名川	継	北村地区（中州切削）		
不逢川	継	北檜山区西丹羽地区（河道掘削）	せたな町	道
武沢川	継	北檜山区東丹羽地区（洪水対策（樋門改築））		
田代川	継	田代地区（河川改良工事の事業促進、河道内林の伐採）	今金町	道

主要道道・一般道道

●主要道道



八雲厚沢部線(厚沢部町稲見地区)



江差木古内線(上ノ国町桂岡～宮腰地区)



江差木古内線(上ノ国町湯ノ岱地区)



奥尻島線(奥尻町長浜地区)

●一般道道



乙部厚沢部線(江差町朝日地区)



乙部厚沢部線(厚沢部町赤沼地区)



旭岱鳥山線(乙部町)



北檜山大成線(せたな町大成区都地区)

河川の整備

●広域河川改修事業



厚沢部川(厚沢部町・江差町)



太櫓川(せたな町北檜山地区)

河川の整備

●総合流域防災事業



真駒内川(せたな町北檜山区)



丸山川(せたな町北檜山区)

●北海道単独事業



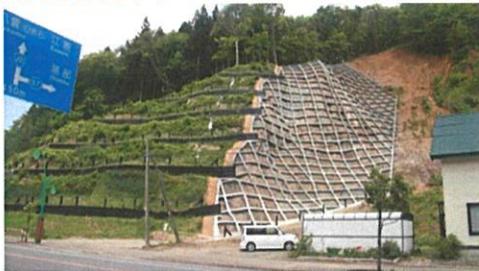
田沢川(江差町)



天の川(上ノ国町)

急傾斜地崩壊対策事業・砂防事業

●急傾斜地崩壊対策事業

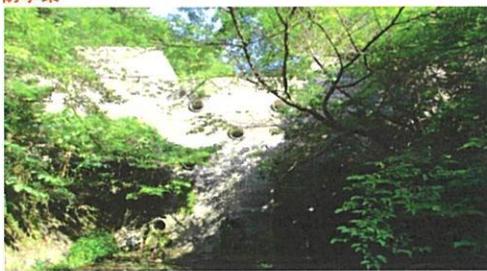


厚沢部本町1(厚沢部町)



大成久遠1-1(せたな町)

●砂防事業



花磯川(乙部町)



三新川(せたな町)

海岸保全対策事業

●建設海岸(道単)



上ノ国海岸(上ノ国町滝沢地区)



北檜山海岸(せたな町太檜地区)

檜山地域振興協議会構成委員

江差町長	照井 誉之介	江差町議長	打越 東亜夫
上ノ国町長	工藤 昇	上ノ国町議長	京谷 作右衛門
厚沢部町長	渋田 正己	厚沢部町議長	鈴木 祥司
乙部町長	寺島 努	乙部町議長	林 義秀
奥尻町長	新村 卓実	奥尻町議長	工藤 勇
今金町長	外崎 秀人	今金町議長	村瀬 廣
せたな町長	高橋 貞光	せたな町議長	真柄 克紀



江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町